

独立行政法人 日本芸術文化振興会
第27回 契約監視委員会 議事要旨

開催年月日	令和4年6月23日(木)
委員名簿 (敬称略)	枝川 明敬(東京藝術大学名誉教授) 千葉 尚路(弁護士) 大石 学(独立行政法人日本芸術文化振興会監事) 藤川裕紀子(独立行政法人日本芸術文化振興会非常勤監事)
議事次第	1.令和3年度契約に関する点検・見直しについて(審議) 2.令和4年度調達等合理化計画の策定について(審議) 3.連続一者応札・応募等事案フォローアップ(令和3年度分)について(報告) 4.調達等合理化計画の自己評価の実施について(報告)
審議点検対象	①令和3年度 契約(契約額100万円以上)304件 ②令和4年度調達等合理化計画
総括	<p>(1)審議方法概要と結果</p> <p>①令和3年度 契約(契約額100万円以上)304件について、事案の重要性に加え、合規性や経済性などに着目して4件の審議対象を選定し、関係書類について所管課による説明を受け、案件ごとに点検審議を行いました。</p> <p>一般競争・企画競争では、低落札率、予定価格の妥当性、契約手続きの公平性・透明性などについて審議を行った。</p> <p>随意契約では、随意契約によることとした理由は明確かつ適切であるか、変更契約の内容は妥当であるかなどについて審議を行った。</p> <p>いずれの案件についても契約の妥当性を確認したが、調達を行う際の留意として、以下の意見がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025年の大阪・関西万博のような大規模なイベントが開催されると、関西方面の受注者を確保することが困難になる可能性があるため、このことに留意した調達計画を立てること。 ・変更契約の起案に当たっては、変更内容を記述するだけでは妥当性を判断することが困難であるため、併せて変更契約に至った経緯の記録に留意すること。 ・変更契約に当たっては、追加する業務内容が原契約には含まれないことについて明確となるよう、原契約の仕様書作成の段階から留意すること。 ・随意契約理由書の作成に当たっては、理由が簡潔かつ明確になるように留意すること。次の点に留意すること。 <p>②令和4年度調達等合理化計画については、点検の結果、了承する。</p> <p>③令和3年度調達等合理化計画の自己評価の実施については、点検の結果、了承する。</p>